# 町田ボランティアセンター施設等の利用について

町田ボランティアセンターでは、おもに町田市内で活動するボランティア・市民活動団体などを対象に、会議室等の貸し出しを行っています。

#### 〇利用対象

- ・町田ボランティアセンター(以下、「センター」)に団体登録をした団体
- その他、町田市社会福祉協議会会長が認めたもの

#### ○団体登録の要件

- ・自主的・自発的に、営利を目的とせずに行われる、広く市民の福祉のために社会に貢献する 活動で、政治上の主義や宗教の教義を広めることを目的としない団体。
- ・構成員が5名以上で、半数以上が市内在住、在勤、在学である団体。 (町田市民フォーラム条例施行規則第6条の3に準拠)
- 市民に対し、団体名・活動内容・活動場所・活動日時を公開できる団体。
- ・上記を満たし、センターに必要な書類(団体登録カード、名簿)を提出し、登録の承認を 受けた団体。
- ※団体登録は毎年更新が必要です。登録がない場合、施設等の利用ができません。
- ※偽りその他不正な手段により団体登録の承認を受けた場合は、登録の承認を取り消す場合があります。
- ※登録した内容に変更があった場合は速やかに団体登録変更届を提出してください。

#### 〇貸し出し施設等 (活動室 A と活動室 B はあわせて一室としてもご利用できます。)

	名称	定員	利用日	利用時間(単位)	場所
1	講習室	52名	毎日	午前(午前9時~正午)	町田市民フォーラム
2	活動室A	24名	(年末年始 <b>、</b> 毎月	午後(午後1時~5時)     夜間(午後5時30分~	(原町田 4-9-8)
3	活動室B	24名	第3水曜日を除く)	1 0時)	
4	ボランティアサロン大会議室	45名	月曜~土曜(年末年 始、日・祝日・定期	午前(午前9時~正午)	せりがや会館 (原町田 4-24-6)
5	ボランティアサロン小会議室	27名	清掃日除く)	午後(午後1時~5時)	
6	ロッカー	60 箇所	毎日	π÷οι+ π«4οι+	町田市民フォーラム
7	レターケース	72 箇所	(年末年始除く)	午前9時~午後10時	(原町田 4-9-8)

※利用時間を厳守してください(10分前から入室可能。準備・片づけを含めた時間です。)

#### ○各施設の付帯設備

講習室 - ホワイトボード、可動式ホワイトボード、スクリーン、机18台、イス52脚活動室A、活動室B - ホワイトボード、机8台、イス24脚

ボランティアサロン大会議室 ー ホワイトボード、机15台、イス45脚

ボランティアサロン小会議室 ー ホワイトボード、机9台、イス27脚

※講習室、活動室 A には AV セット(液晶テレビ、ビデオ/DVD(活動室 A はブルーレイディスクも) 再生デッキ、CD/カセットデッキ)が備え付けられています。

## ○施設利用手続き

受付時間 月曜~土曜(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時貸し出し施設等の利用は、あらかじめ利用手続きが必要です。

	名称	手続き方法	利用制限	場所
1	講習室			町田市民
2	活動室A	ボランティアセンター	1ヶ月4単位まで	フォーラム
3	活動室B	会議施設等使用申込書		
4	ボランティアサロン大会議室	提出	利用制限なし	せりがや会館
5	ボランティアサロン小会議室			

- ・申し込みは、センター来所の上、使用申込書をご記入・ご提出ください。引き換えに使用 承認書をお渡しします。
- ・会議室を利用する際は、町田市民フォーラム内会議室については<u>センター窓口</u>、せりがや 会館内会議室については<u>せりがや会館管理事務所</u>にて手続きをお済ませください。 手続き前の入室はお断りします。利用終了後は原状復帰をお願いします。
- ・市民フォーラム内会議室を<u>夜間・日曜・祝日(ボランティアセンター閉所時)に利用する際は、市民フォーラム3階「施設使用申込受付」</u>(以下、「3階受付」)にお声かけ下さい。 鍵の開閉を行います。<u>利用後は、3階受付に利用が終了した旨を伝え退室してください。</u>

## 〇利用制限

- 午前・午後・夜間の利用をそれぞれ1単位とします。利用制限は上記のとおりです。
- ・時間区分をまたいでの連続利用(例:午前~午後、午後~夜間)が可能ですが、それぞれ 1単位とします。活動室 A と活動室 B を同時に利用する場合は1単位とします。
- ・ 追加申込は利用希望日の2ヶ月前の1日から受け付けます。
- 利用制限を越えた追加申し込みは利用希望日の1ヶ月前の1日から受け付けます。
- ・空き状況の確認、仮申し込みは電話で可能ですが、<u>仮申し込みから1週間以内に</u>申込書による手続きをしてください。手続きのない場合、仮申し込みは無効となります。
- 利用を取り消す場合は、必ず事前の受付時間内に連絡してください。
- <u>事前に連絡なく利用しなかった場合は、その日から翌々月の月末まで追加申し込みができ</u>なくなります。
- 〇貸出設備(講習室、活動室 A、活動室 B でのみ利用できます。)

利用時間:月曜~土曜(祝日・年末年始を除く) 午前9時~午後5時

- プロジェクター ・スクリーン ・OHC(オーバーヘッドカメラ)
- マイク付きスピーカー(ワイヤレス1本、有線1本)電源延長コード
- ボランティア腕章(100個、会議室外での利用可)
- ※貸出設備の利用申し込みは利用希望日の2ヶ月前の1日から受け付けます。

# ○ご利用についてのお願い

- 1 施設内での次の行為は禁止です。
  - ・合唱・演奏・ダンス等大きな音の出る活動については利用できません。
  - ・寄付の募集や物品等の販売、あっせん
  - ・個人的な利益に関する使用
  - ・喫煙、飲酒ならびに酒気を帯びての使用

- 2 貸し出し施設等をご利用される場合は以下のことをお守りください。
  - 利用目的外の使用ならびに、承認を受けた団体以外の利用はできません。
  - 利用時間をお守りください。時間内に準備・片付けを行いごみはお持ち帰りください。
  - •施設、備品などを破損した場合は、速やかにセンターまでご連絡ください。
  - •他の利用者の迷惑になったり、管理上支障を及ぼすおそれがある場合、使用承認を取り 消し、または使用を停止することがあります。
  - 施設等を故意に又は過失により破損、もしくは紛失した場合は、使用責任者に弁償をお願いします。

#### ○町田市民フォーラム施設等の優先利用について

- ・センターに団体登録をした団体は町田市民フォーラム施設等(町田ボランティアセンター施設等、町田国際交流センター施設等を除く)の優先利用ができます。ただし、「3階受付」に おいて所定の手続きが必要です。(町田市民フォーラム条例施行規則第5条・第8条に記載)
- 優先利用の手続きにセンター発行の「町田ボランティアセンター団体登録証」が必要です。

#### ○その他のサービス

印刷機 (コピー機ではありません。コイン式のコピー機は3階にあります)

大量印刷が素早くできます。団体のニュースレターやチラシなどの作成にご活用ください。

- 予約が必要です。利用希望日の2ヵ月前の1日から電話、窓口で受け付けます。
- ・利用時間:月曜~土曜(祝日・年末年始・第3水曜を除く) 午前9時~正午、午後1時~4時30分
- 利用料金:製版(マスター)代1枚-50円、印刷(インク)代100枚-30円 別途消費税がかかります。※印刷が100枚に満たなかった際は次回に繰り越します。
- センター窓口で使用ファイルを受け取ってご利用ください。
- 用紙はご持参ください。A3 サイズまで対応。白黒印刷。
- 裁断機、大型穴あけパンチが利用できます。
- 操作は基本各自でお願いします。初めてのご利用の際はご説明します。

#### 拡大機

大判印刷ができます。掲示用パネルや横断幕の作成にご活用ください。

- 予約が必要です。利用希望日の2ヵ月前の1日から電話、窓口で受け付けます。
- 利用時間:月曜~金曜(祝日・年末年始・第3水曜を除く) 午前9時~正午、午後1時~4時30分
- 利用料金:白黒 360円/m最大幅841mm (印刷した原稿をお持ちください)
  (税込) カラー560円/m最大幅594mm (原稿データー\*をお持ちください)
  \*カラーについては別途相談必要
- 操作は基本各自でお願いします。初めてのご利用の際はご説明します。

# ロッカー | (60箇所) サイズ (cm) 幅 29×高さ 41×奥行き 35

ボランティア活動をする上で必要な、印刷用紙・書籍・文具等を収納・保管することができます。 団体に1箇所を上限に貸し出します。

- ・申し込み期間内に、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、センターに提出してください。申し込み多数の場合は、抽選となります。
- ロッカー内には、危険物及び他人に迷惑を及ぼす物品、また現金や貴重品などは収納できません(収納品の盗難、紛失、焼失等の責任は負いかねます)。
- 利用の形跡が見られない場合はご返却いただきます。

# レターケース (72箇所) サイズ (cm) 幅 25.5×高さ 3×奥行き 36

登録団体の会報やパンフレットを入れておくことができます。市民の方が自由に閲覧、持ち帰りできるものを入れていただくものです。団体に1箇所を上限に貸し出します。

- ・申し込み期間内に、所定の利用申込書に必要事項を記入の上、センターに提出してください。申し込み多数の場合は、抽選となります。
- ・レターケース内には、危険物及び他人に迷惑を及ぼす物品、また現金や貴重品などは収納 できません(収納品の盗難、紛失、焼失等の責任は負いかねます)。
- 利用の形跡が見られない場合はご返却いただきます。

## チラシ・ポスターの配置

登録団体のイベント開催等のチラシ、ポスターをセンターに掲示・配置することができます。 センター窓口にお持ち下さい。

## 社会福祉だよりへの情報掲載

登録団体が実施するイベント等のお知らせを、本会広報紙「まちだ社会福祉だより」に掲載できます。

#### 〇掲載方法

- 各号に4団体の情報掲載を基準とします。紙面の都合により縮小されることがあります。
- 掲載の優先順位は年度内に情報掲載した回数が少ない団体ほど高くなります。
- 掲載希望が多い場合は、①優先順位②抽選の上、掲載記事を決定します。
- 年6回奇数月の1日に発行します。掲載を希望する号の発行日の2ヶ月前の一日までに、 掲載申込書に必要事項を記入し、センター窓口にご提出ください。
- 掲載申込書はセンター窓口でお渡しします。

#### 問い合わせ先

社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 地域福祉課(町田ボランティアセンター)

開所日:月曜~土曜 午前8時30分~午後5時15分 日曜・祝日・年末年始休み

〒194-0013 町田市原町田4-9-8町田市民フォーラム4F TEL: 042-725-4465 / FAX: 042-723-4281